

環境文化保健福祉委員会資料

○介護保険事業者に対する指定の取消処分について

平成23年1月24日
保 健 福 祉 部

介護保険事業者に対する指定の取消処分について

介護保険法第77条第1項の規定により、次の事業者に係る指定を取り消すことといたしました。

記

1 指定を取り消す事業者及び事業所の名称等

- (1) 事業者の名称等 株式会社PMR（代表取締役 藤井景冬）
- (2) 事業者の所在地 岡山市北区清輝橋4-4-32
- (3) 事業所の名称等 はろーヘルパーステーション（管理者 藤井景冬）
- (4) 事業所の所在地 岡山市北区清輝橋4-4-32-515
- (5) サービスの種類等 訪問介護（平成21年11月1日指定）

2 指定の取消し年月日 平成23年1月24日

3 指定の取消しの原因となる主な事実及び根拠となる法令の条項等

(1) 虚偽報告（介護保険法第77条第1項第6号）

監査において、代表取締役兼管理者が、当該事業所に勤務していない者を、当該事業所で勤務していると偽り、その者の名前を使用した出勤簿を作成し、従業員の人員について虚偽の報告を行った。

(2) 虚偽答弁（介護保険法第77条第1項第7号）

監査において、代表取締役兼管理者が、サービス提供責任者及び訪問介護員等の配置について、実際には人員基準を充足していないにもかかわらず、人員基準を充足しているとの虚偽の答弁を行った。

(3) 虚偽申請（介護保険法第77条第1項第8号）

平成21年9月28日付けで指定訪問介護事業所「はろーヘルパーステーション」の指定申請を行い、平成21年11月1日に岡山県知事から指定居宅サービス事業者の指定を受けたが、指定申請に際し、常勤で勤務できない者をサービス提供責任者とし、加えて、常勤又は非常勤として勤務できない者を訪問介護員等として勤務できるものとして、事実と異なる申請を行い、不正の手段により法第41条第1項本文の指定を受けた。

4 今後の対応

(1) 介護給付費の返還

介護給付費については、保険者において、別途精査の上、返還させる予定です。

要返還額（概算見積額）：約18,000千円（加算金を含まず。）

(2) 利用者保護

利用者のサービス利用に支障が生じることなく、他の事業所等への移行が図られています。（事業所は12月初旬から実質的に事業を休止。）

直近の利用者数（10月実績）：13人